

保護者の皆様へ

国立市子ども家庭部長 松葉 篤
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症流行下における保育園、認定こども園の運営について
(令和4年度第3報)

日頃より当市の保育・幼児教育行政にご理解、ご協力を賜り深く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、第7波の流行により多くの感染者が発生しており、直近では減少傾向にあるものの、依然として感染者の多い状況が続いております。

7月下旬に令和4年度第2報という形で濃厚接触者の待機期間や休園の考え方についてお示しいたしましたが、実際に運用する中での課題点を踏まえ、小児科医の先生、園医の先生と協議の上で取り扱いを変更した部分、国通知等を踏まえ、追加した部分がございますので、その他の情報と合わせましてお知らせいたします。

アンダーラインを引いた部分に変更、追加箇所となります。

記

1. 休園等の取り扱いについて

(1) 保育園等における濃厚接触者の特定について

園内での最初の陽性者判明から5日以内(※変更前は3日以内)に同一クラスなど、当該陽性者との関わりが多い園児・園職員に、追加で陽性が判明し、陽性者の合計が原則として5名以上となった場合(※わかりやすい表記に変更)、園医により濃厚接触者を特定し、状況に応じて休園を行う。

①最初に陽性者が判明した時点で園内の全保護者に速やかに情報提供を行い、同一クラス園児等と陽性者との最終接触日を0日目と数え、(※記載を追加)5日間の健康観察及び登園の自粛を依頼いたします。園は休園といたしません。園児や同居家族に基礎疾患がある場合など、登園にご不安がある方や家庭保育が可能な方については無理のない範囲で登園をお控え下さい。

登園を控えていただいた方については、保育料を日割り減額の上で返金いたします。

②陽性者が5人以上とならない場合においても、園内の体調不良者等の状況から、3人程度陽性者が判明した段階で、感染拡大防止の観点から、園医と協議の上で休園の判断や(※記載を追加)保護者に強い自粛要請を行うことがあります。

③上記によらず、園職員に陽性者が多数発生するなど、お子様を安全にお預かりする体制が整わない場合は、やむを得ず休園とする場合があります。

④休園とならない場合においても、陽性者の発生したクラスのお子さんなど、陽性者と接触のあったお子さんについては、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として7日間）は基礎疾患をお持ちの方や高齢の方などのハイリスク者との接触や高齢者施設や入院施設などのハイリスク施設への訪問、不特定多数の方が集まる飲食や大規模イベントの参加等の感染リスクの高い行動は控え下さい。（※記載を追加）

（2）園児または職員が陽性の場合の園内での情報提供について（※記載を追加）

園児または職員が陽性の場合、感染拡大防止の観点から、原則、園内全保護者への情報提供（クラス名）を行うこととしています。ただし、陽性となった園児または職員の最終登園（出勤）日が1週間以上前である場合で、その後園内で体調不良者が出ていない場合など、園内での感染拡大のリスクがない場合については、個人情報保護及び人権への配慮の観点から情報提供しない場合があります。

（3）園児の同居家族が濃厚接触者となった場合の園児の登園について

同居家族に発熱者などの体調不良者がいなければ登園可能。

※下記2のとおり、国立市では家庭保育のお願いを継続しておりますので、他のきょうだい児が濃厚接触者となっている場合で保護者が自宅にいるなど、家庭保育が可能な方については、家庭保育へのご協力をお願いいたします。

（4）陽性者となった方の療養期間（※記載を追加）

令和4年9月7日より、症状のある方については、発症日から7日間経過し、かつ、発熱や咳などの風邪症状が軽快してから24時間経過した場合は8日目から療養解除となり登園が可能となります。（同様に、症状のない方は検査日から7日間経過後に8日目に療養解除。）

ただし、症状のある方の場合、症状軽快後も、発症日から10日間経過するまでは、感染リスクが残存するとされていることから、大人数での園行事等感染リスクの高い活動を避けるなどの対応を取ることが国より求められています。

※国より、乳幼児については、抗原検査キットを用いた療養期間の短縮を想定していないとの見解が示されていることから、園児の療養期間は原則7日間となります。

（5）濃厚接触者と特定された方の待機期間

陽性者との最終接触日を0日目と数えて5日間

※家庭内感染等により園児が濃厚接触者に特定された場合、待機期間中は保育園、認定こども園等をご利用いただけません。同様に保護者が濃厚接触者となった場合は待機期間中、その保護者による送迎はできません。

※家庭内で陽性者が判明した場合で園児が濃厚接触者となった場合、陽性者の発症日又は居宅内で感染対策を講じた日のいずれか遅い日を最終接触日として5日間が待機期間となります。（※記載を追加）

※国より、乳幼児については、抗原検査キットを用いた待機期間の短縮を想定していないとの見解が示されていることから、園児の待機期間は原則5日間となります。（※記載を追加）

2. 第7波の流行が収束していないこともあり、これまでの可能な範囲での家庭保育のお願いは当面の間継続させていただきます。

家庭保育のお願いに伴い、保育料の日割り減額も継続となりますが、今後、国立市内の感染状況などを鑑み、家庭保育のお願いを終了とする場合は、陽性者が判明した場合の登園自粛のお願い時や休園の場合を除いた保育料の日割り減額も終了となりますこと、予めご了承下さい。終了となる場合は、予め保護者に通知をさせていただきます。

3. 次の場合は必ず速やかに園にご報告をお願いいたします。

- (1) 園児または同居のご家族が新型コロナウイルス感染症に関する検査（PCR検査、抗原検査）を受けることとなった場合。
- (2) 園児または同居のご家族が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明した場合。
- (3) 園児または同居のご家族が濃厚接触者となった場合。

4. 園児または同居のご家族の症状改善後等の園児の登園や保護者の送迎にあたっては、園に事前にご相談いただくとともに、必ず保健所又はPCR検査等を受けた医療機関の指示に従って下さい。

5. 保育園等が休園となり、仕事を休まなければならなくなった保護者に対しての支援として、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」の制度がございます。企業が労働者に有給休暇を取得させる制度を作った場合に企業に対して補助をする制度ですが、企業が制度を作らなかった場合は、保護者が直接支給申請をできる制度となっております。詳しくは別添のパンフレットをご覧ください。

6. お子さんが発熱した場合の相談先は下記のとおりです。感染状況によっては大変つながりにくいことがあります。

- ・かかりつけ医
- ・国立市保健センター 電話 042-572-6111（平日 8：30～17：00）
- ・東京都発熱相談センター

（下記の5回線いずれも24時間、土日祝日を含む毎日受付）

看護師・保健師が対応する発熱相談センター

電話 03-5320-4592

電話 03-6258-5780

一般オペレーターが対応する医療機関案内専用ダイヤル

電話 03-6732-8864

電話 03-6630-3710

電話 03-6636-8900

7. 濃厚接触者となった方について、東京都より抗原定性検査キットの配布を受けられる事業があります。

○申込み

・ネット申込 東京都の「濃厚接触者となられた方のための検査キット申込サイト」からのお申込み。

・電話 0570-020-205 (9:00~19:00、土日祝日を含む毎日)

※原則ネットでの申し込みです。ネットでの申し込みが難しい場合は電話でお申し込み下さい。

※現に症状がある方向けの検査キット(最短翌日配送)は、現在、20歳代から40歳代の方のみを対象としております。お子様は対象外となっておりますのでご注意ください。

※上記5、6、7は令和4年9月21日時点での情報です。連絡先の変更や事業の終了など今後変更の可能性がありますこと、ご了承下さい。最新の情報については、ホームページでご確認下さい。

問い合わせ先

国立市子ども家庭部保育幼児教育推進課保育・幼稚園係

TEL 042-576-2427

◎園関係者の感染状況に応じた基本的な対応（令和4年9月21日時点）

状態 対象者	陽性	濃厚接触者と判定	PCR検査・抗原検査 （※2）受検	同居家族がPCR検査・抗原検査（※ 2）受検中又は発熱・風邪症状
園児	登園を控える （原則7日間）	待機期間中（原則5 日間）は登園を控え る	検査結果が出るまで登 園を控える	可能な限り登園を控える
保護者	送迎を控える ※同居の場合、園児は登 園を控える。 （原則7日間）	待機期間中（原則5 日間）は送迎を控え る	検査結果が出るまで送 迎を控える ※同居の場合、園児は可能な限 り登園を控える。	送迎を控える ※同居の場合、園児は可能な限り登 園を控える。
職員	出勤を控える （原則7日間）	待機期間中（原則5 日間）は出勤を控え る	検査結果が出るまで出 勤を控える	出勤を控える

園児や保護者が上記の状態に該当した場合は、速やかに園にご報告をお願いいたします。また、上記の表では原則の対応を示しておりますが、表のいずれの場合も、園児の登園や保護者の送迎にあたっては、園に事前にご相談いただくとともに、必ず保健所、PCR検査等を受けた医療機関の指示に従って下さい。

- ※1 園児または職員が陽性の場合、感染拡大防止の観点から、原則、園内全保護者への情報提供（クラス名）を行います。ただし、陽性となった園児または職員の最終登園（出勤）日が1週間以上前である場合でその後体調不良者が出ていない場合など、園内での感染拡大のリスクがない場合については、個人情報保護及び人権への配慮の観点から情報提供しない場合があります。また、休園の場合は市ホームページでの公表（園名は非公表、「園児」・「職員」の別のみ）を行います。
- ※2 この表中のPCR検査・抗原検査とは、感染の可能性があるため、保健所又は医療機関より検査の必要性があると認められ、PCR検査・抗原検査を受ける場合を指し、勤務先等で定期的に無症状者に対し実施されるものや旅行や入院等に備えたPCR検査・抗原検査は含まれません。
- ※3 上記の表によらず、同居のご家族の周囲で陽性者が判明した場合は、そのご家族が濃厚接触者と判定されていない場合でも、ご家族に発熱や呼吸器系の症状がある場合には可能な限りお子様の登園をお控え下さい。

◎保育園・認定こども園登園等の注意事項（令和4年9月21日時点）

- ① 毎朝登園前にお子様やご家族の体温を計測し、お子様の検温結果、健康状態を園にお伝え下さい。発熱がある場合や呼吸器系症状など、風邪症状がある場合は登園や送迎はできません。ただし、呼吸器症状等が感染性のものでないと医師が判断した場合はこの限りではありません。
- ② お子様やご家族に発熱等が認められた場合、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器系症状が改善傾向となるまでは、発熱したご本人の登園や送迎はできません。また、園児の同居のご家族に発熱がある場合や呼吸器系症状など、風邪症状がある場合は、可能な限り園児の登園をお控え下さい。
- ③ 登園後にお子様に発熱や呼吸器系症状等が見られる場合は、直ちに保護者の方に連絡しますので、速やかにお迎えをお願いいたします。
- ④ お子様や同居家族の方が陽性もしくは濃厚接触と判定された場合、またはPCR検査等を受けることとなった場合には、園に速やかにご連絡をいただくとともに登園はお控え下さい。（ただし、同居家族の方が濃厚接触と判定された場合でも同居家族全員に体調不良がなければ、園児の登園を可としております。）
- ⑤ 陽性と判定されたお子様で症状のある方については、発症日から7日間経過し、かつ、発熱や咳などの風邪症状が軽快してから24時間経過した場合は8日目から療養解除となり登園が可能となります。（同様に、症状のない方は検査日から7日間経過後に8日目に療養解除。）ただし、10日経過するまでは感染のリスクが残るとされていることから、大人数での園行事など感染リスクの高い活動を避けていただく場合があります。
- ⑥ 家庭内感染等により園児が濃厚接触者に特定された場合、待機期間中（陽性者との最終接触から5日間）は保育園、認定こども園等をご利用いただけません。同様に保護者が濃厚接触者となった場合は待機期間中、その保護者による送迎はできません。
- ⑦ 基礎疾患をお持ちのお子様など、感染した場合のリスクが大きいお子様については、主治医に登園について必ずご相談の上、リスクがある場合については登園を控えていただくようお願いいたします。
- ⑧ 保護者の方が園に入る際はアルコール消毒液等での消毒を徹底し、マスクの着用をお願いいたします。また、園敷地内や周辺での保護者同士の長時間の会話など、密になる環境を作らないよう、ご協力をお願いいたします。
- ⑨ 園行事等については、感染拡大予防の観点から、内容の変更、延期または中止となる場合があります。

※上記取り扱いについては、今後の国・東京都等の方針により変更する場合があります。